様式１

整理番号	港湾－法申－1

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 （電話番号）	大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務）（06-6571-1745） 海務課（防災保安）（06-6572-2691）
処分担当名	同上
処分の名称	港湾区域内及び港湾隣接地域内の工事等の許可
概　要	港湾区域内又は港湾隣接地域における工作物の設置等による水域及び公共空地の占用、土砂採取、一定の港湾施設の建設及び改良、その他港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与える行為については、港湾法第37条の規定により、港湾管理者である市長の許可を必要とします。
根拠法令等 及び条項	港湾法第37条
審査基準	① 港湾計画の遂行に支障を与えないこと。 ② 他の港湾施設の維持管理及び整備に支障を与えないこと。 ③ 工作物等を設置する場合、安全な構造であること。 ④ 土砂採取、危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規制に従うこと。 ⑤ 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。 ⑥ 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。 ⑦ 環境を悪化させるおそれがないこと。 ⑧ 水域の占用を行う場合は、申請者が占用しようとする水域の背後の土地の利用について正当な権利を有するとともに、当該水域とその背後の土地を一体として使用するものであること。ただし、次に該当するものはこの限りではない。 （ⅰ）国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が公用、公共用又は公益事業の用に供するための占用を行うとき。 （ⅱ）工作物の設置を伴わない、暫定的な占用を行うとき。 （ⅲ）公益上市長がやむを得ないと認めるとき。
標準処理期間	20日とする。ただし、防潮堤等の構造への影響を審査する必要がある場合は、30日とする。（申請の日の翌日から起算し、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42条）第1条に規定する市の休日は含まない。）
経由日数	―
提出先	大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務、防災保安）
提出時期	随時
提出方法	所定の申請書及び添付書類を港湾区域：海務課（海務）又は港湾隣接地域：海務課（防災保安）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務、防災保安）
ホームページ	
備　考	